

窓口規制で知事に要請

以前からも会員が要望し、本会でも口頭で官庁へ強く働きかけていたことだが、依然として行政書士でない者の作成した書類を官庁では無差別に受理し、あるいは記名押印を拒む状態も発生している。

「職域確立」を口頭禅に終らせないため、本会会長名で知事あてに8月3日に、窓口の規制を強化されるよう次の文書で要請した。

行政書士の作成書類提出先各官庁の窓口取扱について

このことについて各官庁において、他資格者並びに非行政書士の作成書類を無差別に受理し、かつ行政書士法に基づく記名押印についても、拒否される事態を生じていることは、非常に遺憾に存する次第です。行政書士法施行の時より全国民はその存在を知り、各官庁職員各位におかれても、十分知悉されているはずであります。前段のような事情にあるのも、また事実でありますので、適切な指導強化と、違反行為の徹底取締りを要望する次第であります。

なお、他資格者団体（司法書士、税理士、土地家屋調査士関係は協議済み）とも、当会において領域侵害を、双方において侵さざるよう、協議を進めておりますことを申し添えます。

会費徴収の依頼

会費値上げには多くの意見があったものの、総

会で決定された以後の51年度納入パーセントは、8月25日現在31.2パーセントという低いものである。

このまま推移するなら、事業の実施以前の問題として本会の自主性を疑われることを心配した執行部では、9月6日付経理担当の佐藤副会長名で、各支部長に未納額の徴収について格別の配慮を依頼した。併行して事務局では、ハガキで催促状をだした。

従来と変わった事業の進め方は、理事会でむこう3カ月間の実行予算を各部ごとに決めて、この枠にそって実施している。総会で黒島副会長が言ったように、値上げになったらこの金額は、業研をはじめ各部が事業に使い、結果として会員にはね返るものである。先立つものはマネーである。

未納会費と言うと、前年度の50年度分も相当額がある。諸般の事情を認識して、早急に会費を納めるよう、執行部は声を大にしている。

看板と書類押印について

「看板掲示と作成書類押印について」という指示文書が、全会員に配られた。これは、おもな資格団体と業務分野の限界を話し合い、さらに窓口規制強化に関する要請を、知事に文書で提出するなど対外的に対話を続ける野崎会長は、これらのうごきに呼応して部内会員に対し、業務と責任をうったえたものである。

看板の掲示は、法施行規制第1条に定められているが、去る年の実態調査で判明したように、掲示している行政書士は少なく、これは法を守るこ

との当然性はもとより、看板掲示による顧客に対する業務の利便、営業収入につながるものなので、このような指示になったものである。

事務局の陣容整のう

病気で山本事務局長が辞任以来、事業活動期に入った執行部は、総務部長をはじめ役員が都度事務局に出勤し事業をすすめる一方、局長の人選を急いでいたが、6月下旬事務局員に渡辺市郎さん、このほど局長に野田幸彦さんが決まった。略歴は次のとおり。

△野田幸彦さん

野田さんは士別生まれで56才、戦前に士別移住者世話所を手始めに、支庁、道庁に勤務、昭和36年から41年まで道地方課行政係長を勤め、総務課、農務部、衛生部にも顔見知りがあり、今後の仕事に何かと好都合であろう。

△渡辺市郎さん

樺太生まれの59才、大太平洋戦争終了時には、樺太庁令による緊急疎開の輸送指揮に当たっていたが、幸いにも抑留のながい経験はない。昨年、名寄市役所を依願退職し、50年3月から旭川支部員であった。健康でテキパキした性格である。

経理部会

財務規則は52年度から

8月9日10時事務局に部会を開催、ことしの総会で約束した財務規則その他を協議した。

(出席) 野崎会長、佐藤副会長、日向寺部長、高橋、後藤各部長

(議題) (1)財務規則の制定 (2)会費の取扱い (3)退会者の再入会の扱い (4)会費の納入促進 (5)7月末収支 (6)年度収支見込み (7)当面の支払計画 他

懇談の財務規則は、52年度から完全実施とし、51年度は準備期間としていろいろ研究して、作

業を進めることになった。また会費の納入状況は、7月末現在30名を下回っている。とても事業を進捗できる数字ではないから、支部ごとの未納調書を作成して、支部長、綱紀委員、その他の役員に配付、その協力を得ることとした。

なお、会員の収入増をはかる必要上、報酬改訂の申請作業をすすめるより、経理部から要望があった。

一時借入金を決定

7月5日13時事務局に、野崎、佐藤の正副会長、日向寺、高橋、後藤各理事、二本松監事が出席して次の件を協議した。

1.会計諸帳簿、記票の取扱い方 2.会費請求文書、一時借入金 3.財務規則の制定

一時借入金はとりあえず250万円とし、市中銀行から早急に借入れることとした。

なお、借入金は7月26日に250万円を借入れた。

猪股(室蘭支部)さんに勲六等

室蘭支部会員の猪股詩さんが、このたび勲六等瑞宝章の叙勲に輝いた。24年間警察官として、住民の生命財産を守った功績が、今回の榮譽となったものである。行政書士としては、50年4月から登別市中央町で開業している。

会費納入のお願い

51年2期分(4月から9月までの6ヵ月分)を至急納めて下さい。

会務を運営するため
早めに願います

野崎会長、法改正特別委の副委員長に

行政書士の業務を抜本的に改め、法的に裏付けるための法改正特別委員会が日行連に生まれ、副委員長に野崎本会々長が選ばれた。委員は全国単位会代表42名である。

野崎副委員長によると、第1回、第2回委員会の中間報告は次のとおりで、業務範囲を確固にしかも拡大する委員会だけに、白熱した討論がとまっている。

△第1回委員会 8月7、8日 法第1条に代理業務、相談業務を入れる。

△第2回委員会 8月23日 法第3条、第6条、第16条の5、施行規則第13条について、それぞれ考えたと条文整理について協議、今後の推進方法をきめた。

資格団体と懇話すすむ

業務分野について、おもな資格団体と精力的に懇話会をしている野崎会長は、7月29日北海道税理士会、8月11日社労士会札幌支部、札幌商工会議所とも懇談して、行政書士会の考えを明らかにした。おもなものは次のとおり。

△税理士会 行政書士会に入会ということは、税理士会自体で会員に働きかけたいと思う。付加業務の拡大認可を大蔵省に申入れたが、自治省が反対している。

△社労士会、会議所、数多い資格者の業務内容を、一般人はあまり知らない。合同企画によるPR活動を行いたい。

総務部会

諸規程の改正を検討

8月3日10時事務局に、担当部長はじめ部員が出席、昭和51年事業計画の推進について、次

の項目をはかったが、今後もさらに検討して決定しだい、通知することにした。

昭和51年事業計画の推進について

- (1)行政書士登録規程の改正
- (2)行政書士登録資格審査委員会規程の改正
- (3)綱紀委員会規程の改正
- (4)報酬額適応運用の指導
- (5)会員の品位保持に関する指導(看板の掲示、会員証の所持、バッヂの着用、署名印と年計報告のじゆん守、補助者)
- (6)行政書士制度の啓発指導
- (7)行政書士不在の市町村対策
- (8)福祉制度への加入促進

役員連絡協議会(札幌支部)

札幌支部では、役員連絡協議会を8月11日17時半から札幌の都市会館に、佐々木支部長、副支部長、理事、幹事が出席して、当面の実施予定行事を協議した。

この協議会は、さる7月1日の定例理事会で生まれた幹事をも含む初の会合で、広い地域に散在する支部役員を、縦と横の両面から連絡をとらせて、支部事業を推し進めるのに役立てようとするもので、年齢層も老若があるし、女性幹事も委嘱されているし、何よりも役員層が若返っていて、それだけにのびのびした発言が目立った。

「相続編」の研修盛会(函館支部)

函館支部では、7月24、25日の2日間森町の濁川温泉で年間計画に基づく研修会を開催した。科目は民法相続編、講師は石村賢太支部長で、受講者は23名(このうち女性は5名)であったが、折りからの猛暑にもめげず、支部会員は熱心に受講し、また石村講師もこれを受けてたって日ごろの知識を惜しみなく披露して、盛会であった。

講師に適任者を得たうえ、一泊二日という思い

切った日程ではあるが、会場に閑静な温泉地という好条件をもったことが、研修会にプラスアルファをもたらしたようである。いずれにしろ、研修会計画を着実にこなしている函館支部のうごきである。

役員大巾に変わる（旭川支部）

旭川支部では、第17回定時総会を8月6日10時半から旭川のフコク生命ビルに、支部員56名（うち委任状21名）、来賓として上川支庁渡里地方係長、原田会議所専務、森口本会副会長、今野網走支部長、竹内空知支部長が出席し、決算の報告と新年度の事業計画及び予算案を承認して、役員を次のとおり選任した。

（支部長）荒慶次郎（副支部長）西川正信、染川賢一郎、瀬戸勲（理事）田中福司、梅野博、古屋福治、渡辺慶愛、田井純二、上窪靖主（監事）谷本時次、田島幸二

注：〇は新任、その他は留任

会報類の第5種扱いは非該当

経費節減のため、会報類を第5種扱いにするべく、本会事務局では郵政当局と折衝していたが、郵政から非該当の回答があった。

（回答）

1. 現行取扱いでは、第5種扱いは廃止された。
2. 第3種扱いは、月1回以上定期発行されかつ、

80%以上が公共的な内容のものに限定される。故に、特定の会員に配付する会報類は、非該当となる。

3. 定形外（500円→100円、100円→140円）の扱い以外は、不可能である。

小樽支部だより

9月4日午後1時より、倶知安町の第一会館において監察月間行事の一つとして、監察問題研究会を開催した。出席会員14名、協議及び問題提起事項の主なものは次のとおり

1. 期間中に管内の市町村役場を、支部役員が数班に分かれて訪問し、行政書士業務のPRと〃にせ書士取締り〃に協力して載く様懇請する。
2. 支部管内に〃にせ書士〃を公然と行っている二団体があるので、本会に通報して処理して貰おう。
3. 行政書士の業務の中に〃経理〃が追加されたが、〃経理〃について行政書士が業務として行える範囲について、本会の明確な判断を示して貰いたい。
4. 10月の支部研修会に本会の責任者を招き、当支部会費とひさを交えて懇談をしたい。

会員バツジの値上げ

会員バツジが、9月1日から値上げになった。理由は仕入れが上がったため、新価額は、正章が1500円、略章が800円、補助者のは500円で率直される。

追記

連報8でお知らせしたした監察委員、会報編集協力員の順に、下記を追記してください。

	監察委員	会報協力員
札幌支部	西村 政勝	山本 明

会報編集委員は5名です

本会報編集委員4名は既報のとおりですが、山本明（札幌）さんにも委嘱し、ご了承くださいました。略歴は次のとおり。

昭和49年度から業務開始。陸上自衛隊において警務官、法務官としての業務経歴を生かし、民事、風俗、自動車関係業務を主とする。